

## ○松江市物品の売買等指名競争入札参加資格者指名停止要綱

平成17年3月31日

松江市告示第32号

改正 平成19年10月26日告示第312号

平成21年7月10日告示第290号

平成25年3月27日告示第83号

平成26年4月9日告示第198号

平成27年3月10日告示第47号

令和7年6月1日告示第290号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、松江市が発注する物品の売買等について、入札の公正な執行と契約の適正な履行を確保するため、指名競争入札の参加者及び随意契約の相手方を選定対象から排除する基準及びその手続に關し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 物品の売買等 製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供（測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務に係るもの）を除く。）並びに物品の賃貸をいう。

(2) 有資格業者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11の規定により松江市が発注する物品の売買等の指名競争参加者資格を有するものをいう。

### (指名停止)

第3条 市長は、有資格業者が別表の左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当す

るときは、情状に応じて当該右欄に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

- 2 指名停止の決定があったときは、それ以前に行つた当該有資格業者に対する指名競争入札における指名のうち入札未執行のものについては、これを取り消すものとする。

（指名停止の始期）

第4条 指名停止の期間は、指名停止等の決定があった日の翌日から起算する。

（指名停止期間の特例）

- 第5条 有資格業者が1の事案により別表各号に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の下限期間（以下「短期」という。）及び上限期間（以下「長期」という。）の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは、当該期間の1.5倍）の期間とする。

(1) 指名停止の期間又は指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 別表第5号から第10号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表第5号から第10号までのいずれかの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 市長は、別表の措置要件に該当する有資格業者について、情状酌量すべき特別の理由があると認めるときは、当該措置要件に係る指名停止の期間の短期（前2項及び次条第1号の規定による短期を含む。）を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

- 4 市長は、別表の措置要件に該当する有資格業者について、極めて悪質な理由

があると認めるとき又は極めて重大な結果を生じさせたと認めるときは、当該措置要件に係る指名停止の期間の長期（第1項の規定による長期を含む。）を当該長期の2倍の期間まで延長することができる。ただし、地方自治法施行令第167条の4の第2項に定める期間を上限とする。

- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各号に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止の期間において、当該指名停止を受けた有資格業者が当該指名停止の事案について責任を負わぬことが明らかになったときは、当該有資格業者に係る指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第6条 別表の措置要件に該当する有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該措置要件に係る指名停止の短期は、当該各号に定める期間とする。

- (1) 談合の疑いのある事案について、有資格業者が当該事案について談合を行っていない旨の誓約書を提出したにもかかわらず、別表第7号又は第9号の措置要件に該当するとき。 当該短期の2倍（当該事案について、有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）又は有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時物品購入等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外の者（以下「一般役員等」という。）の関与が明らかである場合に限る。）又は1.5倍の期間

- (2) 有資格業者が別表第7号又は第8号の措置要件に該当する場合で、入札談

合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。）第3条第4項に基づく各省庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があったことが明らかとなつた場合で、当該関与行為に関し悪質な事由があると認められるとき。

当該短期に1月を加えた期間

(3) 有資格業者が別表第9号又は第10号の措置要件に該当する場合で、市又は他の公共機関の職員が、競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、当該有資格業者に特に悪質な事由があると認められるとき。 当該短期に1月を加えた期間

(決定の通知)

第7条 市長は、第3条により指名停止を決定したときは、当該有資格業者に対し別に定める指名停止通知書（別記様式）により通知するものとする。

(随意契約等の相手方の制限)

第8条 主管課長等は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害等の緊急やむを得ない事情が生じた場合は、この限りでない。

(指名停止に至らない理由に関する措置)

第9条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(雑則)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の松江市物品の売買等指名競争入札参加資格者指名停止要綱（平成14年松江市告示第86号）又は解散前の松江地区広域行政組合において松江市の規則を準用する規則（平成元年松江地区広域行政組合規則第1号）によりなされた指名停止の手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年10月26日松江市告示第312号）

(施行期日)

1 この告示は、平成19年10月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以前に発生した事案に係る指名停止の措置要件及び指名停止の期間については、なお従前の例による。

附 則（平成21年7月10日松江市告示第290号）

この告示は、平成21年7月10日から施行する。

附 則（平成25年3月27日松江市告示第83号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月9日松江市告示第198号）

この告示は、平成26年4月9日から施行する。

附 則（平成27年3月10日松江市告示第47号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載)	

1	松江市の発注する物品の売買等の契約に係る競争参加資格確認申請書の提出に当たり、当該申請書に虚偽の記載をし、物品の売買等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
(粗雑品の納品)		
2	物品の納品に当たり、故意若しくは過失により粗雑品を納入し、又は仕様書に定められた品質及び数量に関し不正な行為をしたと認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
(契約違反)		
3	第2号に掲げる場合のほか、物品の売買等に関する契約に違反し、契約の相手方として不適当と認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4箇月以内
(損害及び事故)		
4	次のいずれかに該当することとなったとき (1) 松江市と締結した契約の履行に当たり、故意又は過失により公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 (2) 松江市と締結した契約の履行に当たり、故意又は過失により契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内 当該認定をした日から2週間以上4箇月以内
(贈賄)		
5	次のア、イ又はウに掲げる者が、松江市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を	

	経ないで公訴を提起されたとき。	
	ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）	逮捕又は公訴を知った日から12箇月以上24箇月以内
	イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時物品の売買等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	逮捕又は公訴を知った日から10箇月以上20箇月以内
	ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	逮捕又は公訴を知った日から6箇月以上12箇月以内
6	次のアからウまでに掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
	ア 代表役員等	逮捕又は公訴を知った日から6箇月以上12箇月以内
	イ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から5箇月以上10箇月以内
	ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から3箇月以上6箇月以内
	（独占禁止法違反行為）	
7	松江市と締結した物品の売買等の契約に関し、独	当該認定をした日から12

	占禁止法第3条、第8条第1号又は第19条に違反し、物品の売買等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	箇月以上24箇月以内
8	業務に関し独占禁止法第3条、第8条第1号又は第19条に違反し、物品の売買等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から6箇月以上24箇月以内
	(競売等妨害又は談合)	
9	松江市と締結した物品の売買等の契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から12箇月以上24箇月以内
10	有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から6箇月以上24箇月以内
	(経営不振)	
11	不渡手形を発行し、銀行取引を停止される等経営状況が著しく悪化していると認められるとき。	当該認定をした日から信用回復が確認されるまで
	(不正又は不誠実な行為)	
12	前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品の売買等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
	(私的行為による法令違反)	

13 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑 以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起さ れ、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法（明治40年法 律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、物品の 売買等の契約の相手方として不適切であると認め られるとき。	当該認定をした日から1 箇月以上9箇月以内
---	--------------------------

別記様式(第7条関係)

年 月 日

様

松江市長 氏名

指名停止通知書

松江市物品の売買等指名競争入札参加資格者指名停止要綱第7条の規定により、下記のとおり通知します。

記

商号又は名称	
代表者氏名	
所在地	
関係案件名	
指名停止の期間	
指名停止の理由	

※この指名停止通知書の記載事項に不服のある場合は、指名停止の期間内に限り、市長に対して書面により苦情を申し立てることができます。

別記様式（第7条関係）